平成２９年（フ）第６３号
北海道帯広市西９条南41丁目１番９号
破産者　ＰＵＢ　ＧＯＮＧことＨＡＭ－ＳＴＡこと　三上　勝利
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
青森市大字戸山字赤坂97番地12
破産者　奥崎　昌幸
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号
青森市橋本３丁目７番４号　アーバンホームズ第１橋本103号
破産者　高橋　拓史
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７４号
神奈川県南足柄市和田河原807番地１　プリマベーラ107、前住所神奈川県足柄上郡山北町向原630番地
破産者　山田　慶子
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２８０号
香川県高松市宮脇町１丁目21番８号
破産者　佐藤　智香（旧姓手塚）
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１７号
鹿児島県鹿屋市曽田町６番20号
破産者　出水田敦子
1　決定年月日　平成29年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１５５号
大分市城崎町３丁目３番６－1205（エイルマンション城崎）
破産者　佐藤　知行
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４４号
佐賀県伊万里市二里町大里甲2143番地１　株式会社大空に大輪　グループホーム野に咲く花、住民票上の住所佐賀県西松浦郡有田町丸尾丙2199番地５
破産者　蒲地　志郎
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第６０号
鹿児島県鹿児島市吉野町3073番地55（ディアス吉野Ａ棟202号）
破産者　喜山　智和
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６５号
秋田県横手市平和町８番８号　かまだビル402号
破産者　高橋由美子
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第２９号
富山市太郎丸西町１丁目５番地12　ヘルス城南306号
破産者　若林　　茜
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４９号
富山市花園町１丁目４番８－201号　アジェール城南
破産者　黒瀬裕紀子
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０５９号
愛知県東海市荒尾町水深38番地の１
破産者　大堀　和代
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９７０号
名古屋市緑区鳴海町字山下108番地の１　グリーンシャトー山下205号
破産者　糟谷　　学
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６０号
名古屋市千種区池下１丁目６番６号　ナビオ池下５Ｂ号
破産者　山口　　学
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０２号
名古屋市北区大我麻町122番地　住宅型有料老人ホームレガロくすのき
破産者　小川　輝久
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６１３号
大阪府羽曳野市恵我之荘２－９－８カツラマンション303、開始決定時の住所大阪府羽曳野市野205番地の21
破産者　二宗塗装こと　二宗　恭介
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
堺市中区小阪200番地１　小阪グリーンハイツ206号、前住所堺市中区八田北町10番地31　７棟202号
破産者　Ｓｗｅｅｔこと　萩原さくら
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係